

養老町有料広告掲載取扱要綱

平成25年3月29日

告示第43号

改正 平成28年3月29日告示第24号

(目的)

第1条 この要綱は、養老町（以下「町」という。）の資産を広告媒体として活用し、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 町の資産のうち広告掲載が可能と町長が認めるものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は提出することをいう。
- (3) 広告主等 広告掲載を申し込む広告主及び広告代理店のことをいう。

(広告の範囲)

第3条 町の広告媒体に掲載する広告は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 人権侵害、差別その他公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適切であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の種類及び順序は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団及びそれに類するもの

- (2) 民間企業のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の民間企業及び自営業で町内に事業所を有するもの
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

2 広告掲載を申し込む広告主等が広告の枠数を超え、前項の規定においても広告を掲載するものを決定できない場合は、抽選により決定するものとする。

(広告媒体の種類、規格等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類、広告の規格及び広告掲載位置等は、町長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告主等の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する広告主等は、当該広告媒体等ごとに定める広告掲載申込書を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあった広告主等に対して広告掲載の可否について決定し、通知するものとする。

(広告掲載料金の設定)

第9条 広告掲載料金は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告選定委員会)

第10条 広告の募集及び広告掲載の可否を決定するにあたり、必要な審査等を行うため、養老町広告選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 委員の中から委員長が指名した者
- (3) 委員 総務を担当する課長
- (4) 委員 広報を担当する課長
- (5) 委員 商工観光を担当する課長
- (6) 委員 生涯学習を担当する課長
- (7) 委員 当該広告媒体を所管する課長

3 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委員会の会議等)

第11条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 委員会において必要があると認めた場合は、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

（会議結果等の報告）

第12条 委員長は、前条の規定により会議を行った場合は、速やかに会議の経過及び結果を町長に報告するものとする。

（広告掲載に係る経費負担及び提出）

第13条 広告原稿及び広告の作成、取付け及び掲載に要する経費は、原則として、広告主等の負担とし、広告原稿は、町長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告掲載料金の納付）

第14条 広告掲載料金は、前納を原則とし、広告主等は、町長が指定する期日までに町が発行する納付書により一括して納入しなければならない。

（広告主の責任等）

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主等が負うものとする。

2 掲載の決定を受けた広告主等は、その権利を他に譲渡することができない。

（広告掲載の取消し）

第16条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

（1） 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

（2） 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

（3） 広告主等又は広告内容が不相当と判明した場合

（4） その他、町長が特に必要と認めた場合

2 町は、前項の規定による広告掲載の取消しにより広告主等が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

（広告掲載料の還付）

第17条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料金の全部又は一部を還付することができるものとする。

(原状回復に係る経費負担)

第18条 広告主等は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体を原状に回復しなければならない。この場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主等が負うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に規定するもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(養老町ホームページ広告取扱要綱の廃止)

2 養老町ホームページ広告取扱要綱（平成19年養老町告示第21号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月29日告示第24号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。